# 収 支 報 告 書

 令和
 6年分

 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	せきのこういちこうえんかい	政治団体の区分									
1 政治団体の名称	せきの幸一後援会	口 政	党	の	党 支 部		政治資 1項の		-	8条の2第 政治団体	- 1
- 2 主 た る 事 務 所 2 の 所 在 地	山形県 西村山郡大江町大字 左沢1014-5	口政	治 	<b>金</b>	団 体		そ の そ の 他	•	D 政 治団	治団体の支部	1
0) III II	۵,,,,,,,,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		活 動 [	ヌ tot <i>a</i>	区分				$\neg$
3代表者の氏名	関野 幸一	□ 2以.	上の都道	存県の区			同一の都	道府県	の区域内	l	
<del></del>	场	/ 資金	管理団体	の指定の	 )有無		国会議	員関係	政治団体	の区分	$\neg$
4 会 計 責 任 者 の 氏 名_	村昌孔	対有無無の		7两36			政治資金 1号に係 政治資金	記規正法 系る国 st 記規正法	第19条6 金議員関 第19条6	D 7 第 1 項第 ]係政治団体 D 7 第 1 項第 ]係政治団体	
事務担当者の氏名 <u>関野</u>	<b>‡</b> —	区 資金管理 の届出を 者 の 」	<b>型団体</b>		候補者等	၈	ぬ候補	者 名	工成员 庆	3 床 政 / 口 口 仲	-
(電話) 0237-62	2–2049		<b>-</b>			区	3	分 口	現職 [	]候補者等	-
	資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間										
(°	-7, 3.24 	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで		令和 令和	年 年	月 月	ロから 日まで	
Janeary 1	SU TEL		•					•			

# 収支の状況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	0	円
(前年からの繰越額)	0	
(本年の収入額)	0	
支 出 総 額	0	
翌年への繰越額	0	

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の	負担する党	費又は会費		
金	額	-		0円
員	数			0 人

(2) 寄附							
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考					
(ア)個人からの寄附	0						
(うち特定寄附)	(						
(イ) 法人その他の団体からの寄附							
(ウ) 政治団体からの寄附							
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0						
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(						
イ 政党匿名寄附							
合計(アナイ)	0						

# 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無						
	資産等の項目別区分	有	無	備考		
ア ±	上地		Ø			
イ 強	<b>主物</b>		Ø			
ウ質	皇物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Ø			
工耳	<b>収得の価額が100万円を超える動産</b>		Z			
才形	頁金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		<b>Z</b>			
力 슄	<b>金銭信託</b>		Ø			
牛 有	有価証券		Z			
ク 出	出資による権利		Ø			
ケ貨	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		Ø			
コ <b>支</b>	<b>支払われた金額が100万円を超える敷金</b>		Ø			
サ取	文得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		Ø			
シー俳	昔入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø			

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 2月20日

政治団体の名称

世子の幸一後暖気

会計責任者の氏名

草岛草岛和岛孔



※代表者の氏名

#### (備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。